

第 9 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例等の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「をいう。」の次に「附則第3条の2を除き、」を加える。

第35条第1項第5号中「第314条の8第3項」を「第314条の9第3項」に改める。

第41条第1項第1号ウ中「によって」を「により」に改め、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第100条の3第1項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準(法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準(法第149条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第100条の3第1項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「第149条第1項第4号

イ(3)」を「第149条第1項第4号イ(2)」に改め、「平成32年度基準エネルギー消費効率をいう」の次に「。以下この項及び次項において同じ」を加え、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号エ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第100条の3第1項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号オとし、同号ウ中「第9条の4第3項」を「第9条の4第4項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第100条の3第1項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第9条の4第2項」を「第9条の4第3項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第100条の3第1項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「第149条第1項第4号ロ(3)」を「第149条第1項第4号ハ(2)」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第1項第2号中「第149条第1項第5号に」を「第149条第1項第6号に」に、「。次項第2号に」を「。次項第3号に」に改め、同号ア中「第9条の4第5項」を「第9条の4第8項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イに規定する平成30年輕油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第100条の3第1項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第9条の4第6項」を「第9条の4第9項」に改め、同号ウ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第10項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準（法第149条第1項第6号二(1)(i)に規定する平成28年輕油重量車基準をいう。次項第3号ウ(ア)aにおいて同じ。）に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準（法第149条第1項第6号二(1)(ii)に規定する平成21年輕油重量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超え

ないこと。

第100条の3第1項第2号工を削り、同号才中「第9条の4第9項」を「第9条の4第11項」に改め、同号才を同号工とし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(法第149条第1項第5号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第2号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準(法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準(法第149条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第2項第1号ア中「乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第10項」を「第9条の4第12項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第100条の3第2項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ウ中「第9条の4第12項」を「第9条の4第16項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第100条の3第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号オとし、同号イ中「第9条の4第11項」を「第9条の4第15項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第100条の3第2項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第14項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第2項第2号ア中「第9条の4第13項」を「第9条の4第19項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第100条の3第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ウ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第21項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第100条の3第2項第2号エを削り、同号オ中「第9条の4第17項」を「第9条の4第22項」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第17項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第18項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第100条の3第4項中「及びイ」を「からウまで」に、「第1号アに」を「第1号アからウまでに」に改め、同項の表第1項第1号ア(ウ)の項中「第1項第1号ア(ウ)」を「第1項第1号ア(イ)」に、「第149条第1項第4号イ(3)」を「第149条第1項第4号イ(2)」に改め、「をいう」の次に「。以下この項及び次項において同じ」を加え、「次項第1号ア(ウ)」を「次項第1号」に改め、同項の次に次のように加える。

第1項第1号イ(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165
------------	----------------------------	----------------------------

第100条の3第4項の表第1項第1号イ(ウ)の項中「第1項第1号イ(ウ)」を「第1項第1号ウ(イ)」に、「第149条第1項第4号ロ(3)」を「第149条第1項第4号ハ(2)」に改め、同表第2項第1号ア(ウ)の項中「第2項第1号ア(ウ)」を「第2項

第1号ア(イ)」に改め、同表に次のように加える。

第2項 第1号 イ(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項 第1号 ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

第101条第1項第1号イ中「29,500円」を「25,000円」に、「34,500円」を「30,500円」に、「39,500円」を「36,000円」に、「45,000円」を「43,500円」に、「51,000円」を「50,000円」に、「58,000円」を「57,000円」に、「66,500円」を「65,500円」に、「76,500円」を「75,500円」に、「88,000円」を「87,000円」に、「111,000円」を「110,000円」に改め、同項第5号イ中「23,600円」を「20,000円」に、「27,600円」を「24,400円」に、「31,600円」を「28,800円」に、「総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 36,000円」を「総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 34,800円」に、「40,800円」を「40,000円」に、「46,400円」を「45,600円」に、「53,200円」を「52,400円」に、「61,200円」を「60,400円」に、「70,400円」を「69,600円」に、「88,800円」を「88,000円」に改める。

附則第3条の次に次の1条を加える。

( 賦課徴収事務の一部委任の特例 )

第3条の2 知事は、法附則第29条の9第1項、第29条の10第1項、第29条の11、第29条の12第1項及び第29条の13に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を自動車税事務所長に委任する。

附則第6条の3中「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に改める。

附則第6条の7及び第7条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第7条の2から第8条の2までの規定及び第8条の4第1項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第8条の8に次の1項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第100条の3第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家



用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第8条の8を附則第8条の11とし、同条の次に次の1条を加える。

(環境性能割の課税標準の特例)

第8条の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(省令附則第4条の11第1項に規定するものに限る。)で最初の第99条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第9条の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。)」とあるのは、「同じ。)から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。)に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で省令附則第4条の11第2項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(省令附則第4条の11第3項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。)」とあるのは、「同じ。)から650万円(乗車定員30人未満の附則第8条の12第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で省令附則第4条の11第4項に規定するものに適

合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（省令附則第4条の11第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で省令附則第4条の11第6項に規定するものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（省令附則第4条の11第7項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）が5トン以下の乗用車（省令附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）又はバス（省令附則第4条の11第9項に規定するものに限る。）（以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。）であって、同法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第10項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技

術基準で省令附則第4条の11第11項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第12項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（省令附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（省令附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められ

た車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(省令附則第4条の11第15項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。)」とあるのは、「同じ。)」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（省令附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第100条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の省令附則第4条の11第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第8条の7の次に次の3条を加える。

（法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線）

第8条の8 法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線は、平均乗車密度（路線の始点から終点までの一般乗合用のバスの運送収入の額を当該路線の1キロメートル当たりの運賃及び当該路線の始点から終点までの距離（キロメートルで表した距離をいう。）で除して得た数値をいう。）に当該路線の1日当たりの一般乗合用のバスの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下である路線で、知事が地域住民の生活のために必要と認めて指定したものとする。

（環境性能割の非課税）

第8条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が前条に規定する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、第99条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さないものとする。

2 第100条の3第1項第1号イ（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第2号イに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第8条の11第2項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第99条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さないものとする。

（環境性能割の賦課徴収の特例）

第8条の10 自動車税事務所長は、当分の間、環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この項におい

て同じ。)又は第100条の3第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき法第149条第1項又は第100条の3第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「非課税対象車等」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして省令附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 自動車税事務所長は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について不足額があることを第100条の5第1項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、法第168条第2項の規定その他の環境性能割に関する規定(法第171条及び第172条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第9条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(種別割の税率の特例)」を付し、同条中「電気自動車をいう」の次に「。次項第1号及び次条第2項において同じ」を加え、「同項第2号」を「法第149条第1項第2号」に改め、「天然ガス自動車をいう」の次に「。次項第2号及び次条第2項において同じ」を加え、「附則第5条第2項」を「附則第5条第1項」に改め、「規定するものをいう」の次に「。次条第2項において同じ」を加え、「同条第3項」を「省令附則第5条第2項」に、「同条第2項」を「同条第1項」に、「)並びに」を「次条第2項において同じ。)並びに」に改め、同条第1号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成

18年3月31日」を「法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第5号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成20年3月31日」に改め、「最初の第99条の2第3項に規定する新規登録（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同条第2号中「第149条第1項第5号」を「第149条第1項第6号」に改め、「軽油自動車」の次に「（次項第6号において「軽油自動車」という。）」を加え、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同条の表第1

「16,000円	18,400円
23,600円	27,100円
27,600円	31,700円
31,600円	36,300円
36,000円	41,400円
40,800円	46,900円
46,400円	53,300円
53,200円	61,100円
61,200円	70,300円
70,400円	80,900円
88,800円	102,100円
36,000円	41,400円
23,500円	27,000円
11,000円	12,600円」

項第1号イの項を削り、同表第1項第5号イの項中

「16,000円	18,400円
36,000円	41,400円
23,500円	27,000円
11,000円	12,600円」

を

に改め、同条に次の2項を加える。

- 次に掲げる自動車に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第101条の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの
- (6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イに規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円



	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円

	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号ア	4,500円	1,500円
	5,500円	1,500円
	6,500円	2,000円
	3,900円	1,000円
第1項第4号イ	6,000円	1,500円
	7,000円	2,000円
	8,500円	2,500円
	5,300円	1,500円
第1項第5号ア	12,000円	3,000円

	27,500円	7,000円
	17,500円	4,500円
	8,500円	2,500円
第1項第5号イ	16,000円	4,000円
	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
	36,000円	9,000円
	23,500円	6,000円
	11,000円	3,000円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第4項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円

3 次に掲げる自動車に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対し

て月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車は平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第101条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第5項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第6項に規定するもの

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	25,000円	12,500円
	30,500円	15,500円
	36,000円	18,000円
	43,500円	22,000円
	50,000円	25,000円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	75,500円	38,000円

	87,000円	43,500円	
	110,000円	55,000円	
第1項第2号ア	6,500円	3,500円	
	9,000円	4,500円	
	12,000円	6,000円	
	15,000円	7,500円	
	18,500円	9,500円	
	22,000円	11,000円	
	25,500円	13,000円	
	29,500円	15,000円	
	4,700円	2,400円	
	7,500円	4,000円	
	15,100円	8,000円	
	第1項第2号イ	8,000円	4,000円
		11,500円	6,000円
16,000円		8,000円	
20,500円		10,500円	
25,500円		13,000円	
30,000円		15,000円	
35,000円		17,500円	
40,500円		20,500円	
6,300円		3,200円	
10,200円		5,500円	
20,600円		10,500円	
第1項第3号ア(ア)		12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円	
	17,500円	9,000円	
	20,000円	10,000円	
	22,500円	11,500円	
	25,500円	13,000円	
	29,000円	14,500円	
第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円	
	32,000円	16,000円	
	38,000円	19,000円	

	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号ア	4,500円	2,500円
	5,500円	3,000円
	6,500円	3,500円
	3,900円	2,000円
第1項第4号イ	6,000円	3,000円
	7,000円	3,500円
	8,500円	4,500円
	5,300円	3,000円
第1項第5号ア	12,000円	6,000円
	27,500円	14,000円
	17,500円	9,000円
	8,500円	4,500円
第1項第5号イ	16,000円	8,000円
	20,000円	10,000円
	24,400円	12,500円
	28,800円	14,500円
	34,800円	17,500円
	40,000円	20,000円
	45,600円	23,000円
	52,400円	26,500円
	60,400円	30,500円
	69,600円	35,000円
	88,000円	44,000円

	36,000円	18,000円
	23,500円	12,000円
	11,000円	5,500円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円
第4項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円

附則第9条の次に次の2条を加える。

第9条の2 熊本県税条例等の一部を改正する条例（令和元年熊本県条例第 号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくはキャンピング車であって熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成31年熊本県条例第12号）第1条の規定による改正前の熊本県税条例（以下この項において「改正前の県税条例」という。）第99条第1項若しくは第3項の規定により改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であって、改正前の県税条例第100条及び地方税に関する法令の規定により改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第99条第2項に規定する運行に相当するものとして省令附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくはキャンピング車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、第101条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）自家用の乗用車

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 29,500円

イ	総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額	34,500円
ウ	総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額	39,500円
エ	総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額	45,000円
オ	総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額	51,000円
カ	総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額	58,000円
キ	総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額	66,500円
ク	総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額	76,500円
ケ	総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額	88,000円
コ	総排気量が6リットルを超えるもの	年額	111,000円
サ	電気を動力源とするもの	年額	29,500円

(2) 自家用のキャンピング車

ア	総排気量が1リットル以下のもの	年額	23,600円
イ	総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額	27,600円
ウ	総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額	31,600円
エ	総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額	36,000円
オ	総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額	40,800円
カ	総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額	46,400円
キ	総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額	53,200円
ク	総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額	61,200円



ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 70,400円

コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 88,800円

- 2 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	33,900円
第1号イ	34,500円	39,600円
第1号ウ	39,500円	45,400円
第1号エ	45,000円	51,700円
第1号オ	51,000円	58,600円
第1号カ	58,000円	66,700円
第1号キ	66,500円	76,400円
第1号ク	76,500円	87,900円
第1号ケ	88,000円	101,200円
第1号コ	111,000円	127,600円
第2号ア	23,600円	27,100円
第2号イ	27,600円	31,700円
第2号ウ	31,600円	36,300円
第2号エ	36,000円	41,400円
第2号オ	40,800円	46,900円
第2号カ	46,400円	53,300円
第2号キ	53,200円	61,100円
第2号ク	61,200円	70,300円
第2号ケ	70,400円	80,900円
第2号コ	88,800円	102,100円

- 3 第1項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄

に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	7,500円
第1号イ	34,500円	9,000円
第1号ウ	39,500円	10,000円
第1号エ	45,000円	11,500円
第1号オ	51,000円	13,000円
第1号カ	58,000円	14,500円
第1号キ	66,500円	17,000円
第1号ク	76,500円	19,500円
第1号ケ	88,000円	22,000円
第1号コ	111,000円	28,000円
第1号サ	29,500円	7,500円
第2号ア	23,600円	6,000円
第2号イ	27,600円	7,000円
第2号ウ	31,600円	8,000円
第2号エ	36,000円	9,000円
第2号オ	40,800円	10,500円
第2号カ	46,400円	12,000円
第2号キ	53,200円	13,500円
第2号ク	61,200円	15,500円
第2号ケ	70,400円	18,000円
第2号コ	88,800円	22,500円

- 4 第1項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	15,000円
第1号イ	34,500円	17,500円
第1号ウ	39,500円	20,000円

第1号工	45,000円	22,500円
第1号才	51,000円	25,500円
第1号力	58,000円	29,000円
第1号キ	66,500円	33,500円
第1号ク	76,500円	38,500円
第1号ケ	88,000円	44,000円
第1号コ	111,000円	55,500円
第2号ア	23,600円	12,000円
第2号イ	27,600円	14,000円
第2号ウ	31,600円	16,000円
第2号エ	36,000円	18,000円
第2号オ	40,800円	20,500円
第2号カ	46,400円	23,500円
第2号キ	53,200円	27,000円
第2号ク	61,200円	31,000円
第2号ケ	70,400円	35,500円
第2号コ	88,800円	44,500円

(種別割の賦課徴収の特例)

第9条の3 自動車税事務所長は、種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第9条第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項若しくは第3項又は前条第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして省令附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 自動車税事務所長は、納付すべき種別割の額について不足額があることを第103条に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したこ

とによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を種別割の賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定（第106条から第107条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第13条の2及び第13条の3中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第14条及び第16条中「平成33年9月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附則第17条第3項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第33条中「第42条第3項」を「第739条の4第2項」に改める。

第35条第1項第5号中「によって」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

附則第9条に次の1項を加える。

4 第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第101条第1項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条の2第3項及び第4項を削る。

附則第9条の3第1項中「若しくは第3項又は前条第3項若しくは第4項」を「から第4項まで」に改める。

（熊本県自動車税事務所条例の一部改正）

第3条 熊本県自動車税事務所条例（昭和40年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項」を「第3条第1項及び第2項並びに附則第3条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条(熊本県税条例第33条及び第35条第1項の改正規定を除く。)及び附則第6項の規定 令和3年4月1日

(2) 第2条(熊本県税条例第33条及び第35条第1項の改正規定に限る。)及び附則第5項の規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例(以下「改正後の県税条例」という。)第41条及び附則第6条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 改正後の県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 改正後の県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

5 第2条の規定による改正後の熊本県税条例第35条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 第2条の規定による改正後の熊本県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。